

各位

平成 18 年 2 月 22 日

株式会社ライブドア

代表取締役 山崎 徳之

(証券コード 4753 東証マザーズ)

問い合わせ先 経営企画管理本部担当執行役員 落合 紀 貴

(TEL 03 - 5788 - 4753)

監理ポストへの割当理由の追加に関するお知らせ

株式会社ライブドアは、東京証券取引所より、平成 18 年 1 月 23 日付をもって当社株式を監理ポストに割当てるとの通知を受けておりましたが、本日、監理ポストへの割当理由を追加するとのお知らせを下記のとおり受けましたので、お知らせいたします。

記

監理ポスト割当理由の追加 ((株) ライブドア)

下記のとおり、平成 18 年 2 月 22 日から監理ポストへの割当理由を追加することとしましたので、御通知します。

1. <銘 柄>

株式会社ライブドア 株式 (コード 4753、マザーズ)

2. <追加する監理ポスト割当理由>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則第 7 条第 1 号 a (j) (「虚偽記載」) に該当のため

※上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 1 号 a 前段(同基準第 2 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による場合)に該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合

3. <追 加 日>

平成 18 年 2 月 22 日 (水)

(注) 上記銘柄については、同社の元代表取締役等 4 名が、証券取引法違反(偽計取引及び風説の流布)の容疑で逮捕された 1 月 23 日(月)から、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 1 7 号(同基準第 2 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による。公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合)に該当するおそれがあると認め、監理ポストに割り当てている。こうした中、本日、上記 4 名及び同社の前代表取締役が証券取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載)の容疑で逮捕され、同社について「虚偽記載」に該当する相当の事由があると認められる状況にあると考えられることから、同社株式につき、本日より監理ポスト割当理由を追加し、投資者の注意を喚起するものである。

以上